

～8/31
児童扶養手当などに関する
現況届をご提出ください

児童扶養手当、県遺児手当、町子ども福祉手当を受給されている方は、年1回、現況届の提出が必要です。

対象者には、7月下旬に必要書類を郵送しています。必要事項を記入の上、役場1階5番窓口福祉課に提出してください。

現況届の提出がない場合、引き続き手当を受けられなくなりますので注意してください。

▼受付期間 8月2日(月)～31日(火)

※土日・祝日は除く

▼問合せ 福祉課子育て支援係

☎ 28・0936

Info
県在宅重度障害者手当等
に関する所得状況届等を
ご提出ください

県在宅重度障害者手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当を受給されている方は、年1回の所得状況届または現況届の提出が必要です。この届出がない場合は、引き続き手当を受けられなくなります。

手当を受けることができるのは別表に該当する方です。必要書類については福祉課から送付します。必要事項を記入・捺印の上、役場1階5番窓口福祉課へ提出してください。

特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護保険適用の介護療養型医療施設・障害者支援施設などの施設に入所し

ている方や病院に3か月以上入院されている方は、県在宅重度障害者手当、特別障害者手当、障害児福祉手当を受けられませんか。喪失の手続きをしてください。

▼受付期間

▽県在宅重度障害者手当

7月30日(金)～8月31日(火)

▽特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当

8月12日(木)～9月13日(月)

▼提出先・問合せ 福祉課福祉係

☎ 28・0912

現況届別表 (対象者一覧)

手当の種類	国・県の別	対象となる方
県在宅重度障害者手当	県	身体障害者1級または2級の手帳所持の方。知的障害者でIQ35以下の方。身体障害者3級および知的障害者IQ50以下の方。
特別障害者手当	国	20歳以上の方で身体障害者2級以上の障がい重複して有する方、または身体障害者2級以上の障がいを有し、知的障害IQ20以下の方。
障害児福祉手当	国	20歳未満の児童で身体障害者1級の障がいを有する児童、または知的障害IQ20以下の児童。
特別児童扶養手当	国	身体障害者1級から3級または知的障害IQ50以下の障がい、病状のある20歳未満の児童を育てている保護者

※国制度と県制度の手当を同時に受給することはできません。

Info
低所得の子育て世帯生活支援
特別給付金の申請受付中

新型コロナウイルス感染症による影響を緩和するため、収入が急変した方などを対象として「低所得の子育て世帯生活支援特別給付金」の申請を受付中です。

▼支給対象者

①②の両方に当てはまる方

※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除きます。

① 令和3年3月31日時点で18歳未満の児童(障害児の場合は20歳未満)を養育する父母等

※令和4年2月未だに生まれた新生児等も対象になります。

② 令和3年度住民税(均等割)が非課税の方、又は令和3年1月1日以降の収入が急変し住民税非課税相当の収入となった方

▼支給手続き

ア 令和3年4月分の児童手当が特別

児童扶養手当の受給者で住民税

(均等割)非課税の方

申請不要で、7月に支給済です。

イ ア以外の方(例、高校生のみ養育している方、収入が急変した方)

申請が必要です。申請書に振込先口座

などを記入して、必要書類とともに役場

1階5番窓口福祉課にご提出ください。

※給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に振り込みます。

▼支給額 児童1人当たり一律5万円

▼申込期限 令和4年2月28日(月)

▼申込み・問合せ 福祉課子育て支援係
☎ 28・0936

Info
国民健康保険・後期高齢者医療
保険に加入している方の
傷病手当金の適用期間を延長

国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入する方で、新型コロナウイルス感染症に感染又は発熱等があり感染した疑いにより仕事に行けなかった場合、傷病手当金を支給しています。

この制度の適用期間を令和3年9月30日まで延長します。

▼問合せ 保険課国民健康保険・医療係

☎ 28・0917

Info
国民健康保険税・後期高齢者
医療保険料・介護保険料の
減免適用期間を延長

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料について、新型コロナウイルス感染症の影響による保険税、保険料の減免適用期間を令和3年度分まで延長します。詳しくは、本算定の通知書に同封されている案内をご覧ください。

▼問合せ

国民健康保険税、

後期高齢者医療保険料について

保険課国民健康保険・医療係

☎ 28・0917

介護保険料について

保険課高齢者・介護係

☎ 28・0100